

喜多方市奨学金償還支援事業助成金の交付等に関する要綱

制定 平成 28 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 喜多方市（以下「市」という。）は、若年層の市外流出の抑制及び市外からの流入を促進させ、市内への定着を図るため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年喜多方市規則第 48 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 喜多方市奨学資金貸与条例（平成 18 年喜多方市条例第 118 号。以下「市条例」という。）に規定する奨学資金（以下「市奨学金」という。）、福島県奨学資金貸与条例（昭和 27 年福島県条例第 5 号。以下「県条例」という。）に規定する奨学資金（以下「県奨学金」という。）並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「法」という。）の第一種学資金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学院の修士課程、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校をいう。
- (3) 市内事業所等 市内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所等をいう。

(助成金の認定対象者)

第 3 条 この要綱の助成金の交付対象者となる者は、国及び地方公共団体の職員でない者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所等に就業を希望する者で、奨学金の貸与を受け償還予定の者又は償還中である者
- (2) 市内事業所等に就業後 8 年以上継続して勤務する見込み、かつ市内に定住する見込みである者
- (3) 第 7 条に規定する認定申請時において満 30 歳未満の者

(助成金の交付要件)

第 4 条 第 7 条の規定により認定を受けた者が、次の各号の要件をすべて満たした場合は、助成金を交付するものとする。

- (1) 市内事業所等に正規雇用により就業し、1 年以上継続して勤務していること。また、今後においても引き続き勤務すること。ただし、既に正規雇用により就業している者が、市外の事業所等から市内事業所等に転勤又は出向で一時的に居住する場合を除く。
- (2) 市内に定住することを目的として、1 年以上継続して市内に住所を有していること。また、今後においても継続して住所を有すること。
- (3) 奨学金の償還若しくは返還（以下「償還」という。）に対する助成を他から受けていないこと。
- (4) 市に納付すべき市税、分担金、使用料その他の滞納がないこと。

(5) 奨学金の償還に滞納がないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、一の年度において、貸与を受けている奨学金の当初の約定による1年間の償還金相当額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、18万円を限度とする。

(助成金の交付期間)

第6条 助成金の交付期間は、第4条の要件をすべて満たした日の属する月から、大学等の正規の修業年数の2倍に相当する期間とし96月を限度とする。ただし、大学等の中途退学者については、奨学金の貸与を受けていた月数の2倍に相当する期間とし96月を限度とする。また、年度途中に第4条の要件を満たし交付申請がされたときは、4月に遡り交付を開始する。また、年度途中で、第4条の要件を満たさなくなったとき（事業所等内の異動による通算3年以内の市外勤務を除く。）は、4月に遡り終了する。なお、償還が完済したときは、その日の属する月をもって終了する。

(交付対象者の認定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、市内の事業所等に就業を開始しようとする日の1年前から就業後60日以内に、喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

(2) 在職証明書（様式第8号）（認定申請時に就業開始している場合）

3 市長は、前項の規定による申請により交付対象者として認定したときは、認定の有効期間を付して喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定書（様式第2号）により通知するものとする。

(認定の辞退、取消等)

第8条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定辞退届出書（様式第3号）により市長に届出なければならない。

(1) 助成金の交付を辞退しようとするとき。

(2) 奨学金の貸与が取り消されたとき。

(3) 奨学金の償還が全額免除されたとき。

(4) 交付対象者の認定を受けた日の翌日から1年以内に市内事業所等に就業しなかったとき。

2 市長は、前項の規定による届出により認定を取り消したとき又は交付対象者が第4条のいずれかに該当しないことが判明し、認定を取り消した場合は、喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(認定内容の変更等)

第9条 認定者は、第7条第3項の規定により認定を受けた内容に変更があるときは、速やかに喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定変更承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、喜多方市奨学金償還支援

事業助成金交付対象者認定変更承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（交付申請等）

第 10 条 助成金の交付申請は、喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付申請書（様式第 7 号）によるものとし、助成金の交付を受けようとする年度ごとに次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第 8 号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税納税証明書
- (4) 奨学金の残高証明書

2 初めて申請を行うとき又は償還額の変更等があったときは、前条各号の書類に加え、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学金の償還明細書
- (2) 卒業証明書又は退学証明書

3 第 1 項の申請は、助成金の交付を受けようとする年度の 10 月 31 日までに行わなければならない。

（交付決定等）

第 11 条 助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から原則として 30 日以内に行うものとする。

2 助成金の交付決定の通知は、喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付指令書（様式第 9 号）によるものとする

（交付決定の変更等）

第 12 条 交付決定を受けた者は、前条の交付決定を受けた内容に変更があったときは喜多方市奨学金償還支援事業助成金変更申請書（様式第 10 号）により、速やかに市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 交付決定を受けた者が、前条の交付決定を取下げしようとするときは喜多方市奨学金償還支援事業助成金取下申請書（様式第 11 号）により、速やかに市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による申請について承認したときは、喜多方市奨学金償還支援事業助成金変更（取下）承認通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第 13 条 第 11 条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに喜多方市奨学金償還支援事業助成金請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、交付決定後、請求の日から原則として 30 日以内に行うものとする。

（実績報告）

第 14 条 規則第 13 条の規定による実績報告書は、喜多方市奨学金償還支援事業助成金実績報告書（様式第 14 号）によるものとする。

2 前項の規定による報告は、交付決定を受けた日の属する会計年度の 3 月 31 日までに行わなければならない。ただし、第 6 条の規定により助成金の交付が終了したときは、規則第 13 条第 2 項に規定する日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の返還)

第 15 条 助成金の交付を受けた後、次の各号に該当することとなったときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 第 4 条の交付要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為によって助成金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 重複して他から償還の助成を受けたとき。
- (4) その他市長が返還させることが適当と認めたとき。

2 前項に規定する返還の基準及び手続きは、別に定める。

(会計帳簿等の整理等)

第 16 条 補助事業者等は、補助金等の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 大学等を卒業後 2 年未満の者で第 3 条に規定する助成金の認定対象者が、第 4 条に規定する助成金の交付要件を満たしている場合は、別に定める期間に申請を行うことにより、第 7 条に規定する期間に交付対象者の認定申請があったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。